

第Ⅱ部 中国の産業動向と日本

第3章 第三次産業

第1節 金融

3. 保険 (損保)

3-1. 中国保険業の歴史

1949年10月の中華人民共和国建国により、当時の中国保険業界の主導権を握っていた外資系保険会社は撤退あるいは接収され、中資保険会社は統合され中国人民保険公司(PICC)が設立された。その後PICCは人民銀行の一部局として活動したが、1966年からの文化大革命の期間中はPICCも業務停止を余儀なくされ、中国における保険の空白期を迎える。1970年より国外業務が、また1980年には国内業務も再開し、1984年には人民銀行から独立、國務院直轄国营保険会社となった。

1986年に新疆生産建設兵団農牧業保険公司(中華連合財産保険の前身)が設立されPICCの独占体制に終止符が打たれた。1988年には民間初の保険会社として平安保険が営業を開始、更に1991年に太平洋保険が設立され、現在の大手3社体制が構築された。これにより中国としての近代保険業発展の基盤が確立され、その後も中資保険会社が続々と設立されており、現在31社が営業を行っている。

また、1992年には外資保険会社に対する条件付き開放が実施され、米国のAIGが上海支店を開設し、それ以降現時点に至るまで外資保険会社の拠点設置が継続し、現在16社が営業を行っている。

3-2. 保険事業に対する規制の現状

(1) 外資保険会社に対する規制緩和の状況

1992年に中国保険マーケットの対外開放が始まったが、保険業は最も規制を受けた業種の一つともいわれ、外資保険会社はさまざまな制限を受けてきた。しかしながら、2001年12月のWTO(世界貿易機関)加盟が大きな転機となり、中国保険市場の開放に向けた様々な事項が合意され、現在までに主要な合意事項については概ね履行されてきている。外資保険会社に対する主なWTO加盟後の規制緩和の状況をまとめると図表1のとおりとなる。

なお図表1にある再保険業務管理規定に関しては、2009年10月に施行が予定されている「保険法」の改正において規定自体が削除される見込みであり、更に規制緩和が進む方向にある。

(2) 維持されている規制

中国ではWTO加盟以降も保険業に対する一部の規制は維持されているが、これらは必ずしも外資のみを対照とした規制ばかりではない。概観すると次のとおりとなる。

①付保規制

中国国内の法人などが国内で保険に加入する場合、中国国内で営業免許を有する保険会社で保険を付保することが「保険法」第7条で義務付けられている。一般に国内付保規制

図表 1 外資保険会社に対する規制の変遷

項目	WTO加盟前	WTO加盟後
営業拠点設置都市	上海、広州のみ ※AIGのみ深圳、仏山でも認可取得。	WTO加盟時に大連、深圳、仏山を開放。その後北京、蘇州、天津など10都市が開放。2004年以降中国全土の地域にでも営業拠点の設立が可能となった。
営業免許認可基準	明確な基準はなく国際的な地域バランスと各国への政治的配慮により年3～4社を認可。	認可申請の前提として、 ・出資者の30年以上の保険事業経験 ・中国国内に事務所設置後2年以上経過 ・総資産が50億ドル以上 など7条件を「外資保険公司管理条例」第8条に明記し、申請会社の審査のみが認可基準となり数量制限は設けないという運営に変更された。
営業種目	外資企業物件のみの取り扱いが可能で、法定保険(強制保険)の取り扱いはできない。	2003年末に法定保険(強制保険)を除きすべての種目で営業が可能となった。
強制出再制度	元受保険会社が引き受けた全ての契約について20%を中国再保険会社に強制的に出再しなくてはならない。	WTO加盟時の出再率20%を毎年5%ずつ減減させ2005年末に強制出再制度は廃止された。2005年10月に「再保険業務管理規定」が施行され引き続き一定の制限をつけている。
マスターポリシー契約 (中国国内複数都市に点在する契約を一証券で引受ける方式)	国内保険会社にのみ認められる。	中国国内同一法人の保険の目的が複数個所に所在し、本社もしくは経理部門が保険を付保する場合、もしくは一カ所の保険金額が全体の50%を超える場合は、外資保険会社においてもマスターポリシー契約を引受けることが可能となった。
進出形態	支店もしくは出資比率最大50%までの合弁会社のみ認められる。	加盟時に支店もしくは外資51%の合弁会社設立が認められ、2003年末には独資現地法人も認められることとなった。

といわれるもので他にも多くの国で採用された規制あり中国特有のものではない。

②強制保険⁹⁰

WTO加盟時の合意事項の中でも強制保険については外資保険会社には開放しないことになっており、現時点でも外資保険会社は強制保険の取扱いは認められていない。一方上乗せ保障を目的とした自動車保険(日本の任意自動車保険)については加入が任意であることから外資保険会社においても引受けが可能となっている。

③外貨建て契約の禁止

海上貨物保険など契約者が中国国内に所在する契約などの一部例外を除き外貨建て契約は一切禁止され、全て人民元建ての契約としなければならない。

外資製造業者が中国進出に際して、生産ラインを本国で調達し中国に据え付けをする場合、調達通貨は母国通貨もしくはドルとなるのが一般的である。中国で保険を手配する場合に調達額(外貨)を人民元に換算して付保金額を設定する必要が生じ、為替の変動による差損益が発生することになる。

④営業地域制限

中国における保険会社の営業テリトリーは営業拠点設置都市の行政管轄圏内に限定され

⁹⁰ 強制保険の中心となるのが自動車第三者賠償責任保険(日本の自賠責保険)。2006年7月に強制保険化実施。

ている。たとえば、直轄市である上海市に営業拠点を設置した場合、上海市の上位行政単位がないため営業テリトリーは上海市内に限定される。この規制は外資保険会社のみならず中資保険会社にも適用される規制であり、保険会社にとり全国での営業展開を指向する場合には大きな障害となっている。

⑤最低資本金

独資現地法人の最低資本金は2億元、傘下支店を設置する度に2,000万元の増資が必要とされるが、資本金が5億元になると支店の設置数量制限がなくなる。

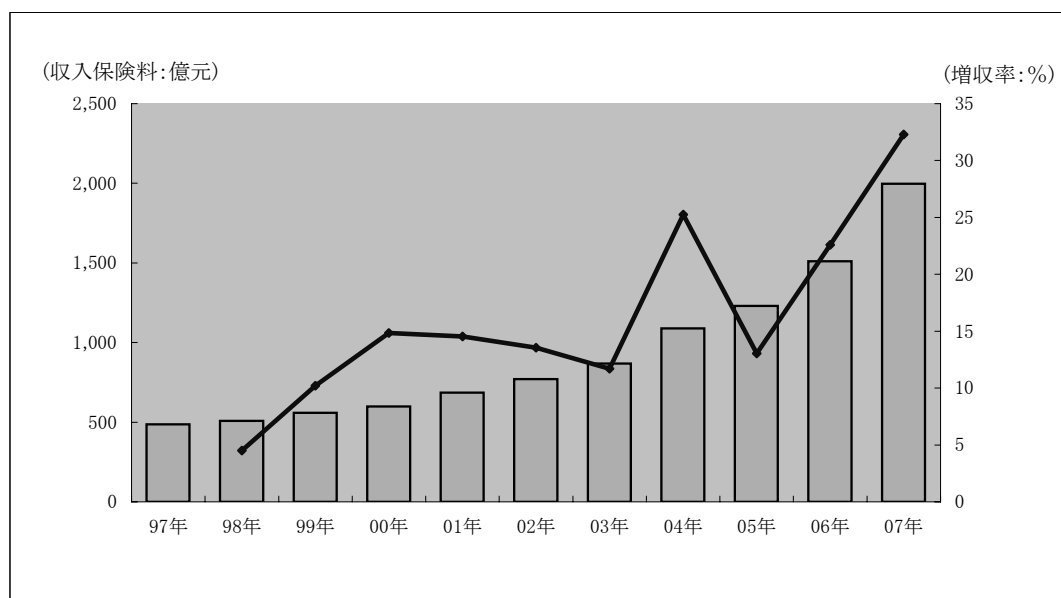
3-3. 中国損害保険マーケットの概況

(1) 損害保険収入保険料の規模

中国損害保険マーケットは2007年収入保険料の実績で約1,998億元、前年対比32.3%と大きく伸張した。なお、速報ベースではあるが2008年は17%増収と伸び率はやや鈍化し2,337億元となったと見込まれている。2007年までの過去10年間の損害保険収入保険料の推移は図表2のとおりであるが、この10年間で保険料の規模は約4倍に膨れ上がり、増収率は平均で33%に達した。

スイス再保険社の調査によると中国の2007年損害保険マーケット規模はドル換算で世界第11位に位置づけられている。アジアにおいては日本(4位)、韓国(10位)に次ぐ規模となっている(図表3参照)。韓国とは僅差であり中国損害保険マーケットの成長性に鑑みると早晚順位の逆転も見込まれる。

図表2 中国損害保険収入保険料・増収率の推移



(出所) 中国保険年鑑 2003-2008 統計より作成

図表3 2007年収入保険料世界ランキング(損害保険)

	世界ランキング	収入保険料(百万ドル)	同増収率(%)
日本	4	94,182	-1.8
韓国	10	35,692	17.6
中国	11	33,810	31.5
米国	1	651,311	1.6
ドイツ	2	120,407	10.0
英国	3	113,946	8.6

(出所) スイス再保険社 "sigma2008" より作成

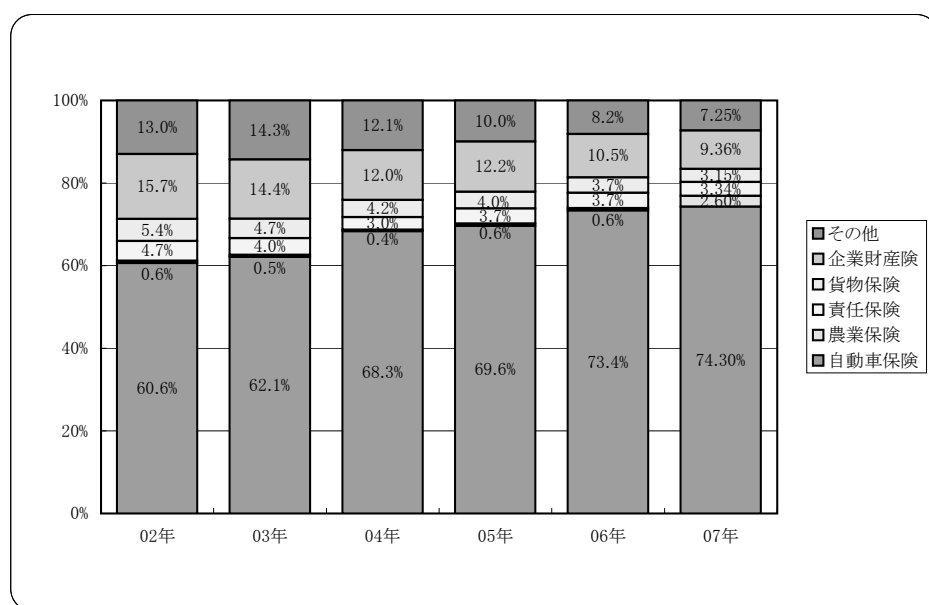
(2) 収入保険料の構成

図表4は損害保険収入保険料の種目別構成比率の2002年以降の推移を示したものである。この図表からわかるとおり、自動車保険(第三者賠償責任保険と機動車保険の合算)の割合が74.3%と極めて高く、また自動車保険の割合が年々増加し過去5年間で12ポイントも伸びている点が目を引く。

これは、モータリゼーションの到来により自動車保有台数が飛躍的に伸びたことによるが、2006年に第三者賠償責任保険が強制保険化されたこともひとつの大きな要因である。他方で、家庭用の火災保険、個人の傷害保険などの加入率が未だ相対的に低いなど偏った成長構造になっていることもその原因のひとつとして指摘しておきたい。

個々の保険会社の経営を考えた場合に、他の種目に比べて損害率が高い自動車保険の構成比率がこれほどまで高くなると、収益性に与える影響も大きくなることが懸念され、今後種目間のバランスにも配慮した成長戦略を構築していく必要がある。

図表4 中国損害保険収入保険料構成比推移



(出所) 中国保険年鑑 2003-2008 統計より作成

(3) 地域別の状況

2007年の保険業の状況を各地域別に見ると、収入保険料のボリュームとしては、広東、江蘇、浙江、上海、山東がトップ5で、沿海部地域の保険料ボリュームが大きくなっている。しかしながら保険料の成長性を見てみると、高い順に、内モンゴル(69.4%)、吉林(61.2%)、四川(46.9%)、湖南(40.5%)、海南(39.7%)となっており、むしろ内陸部の成長が進んでいることが見て取れるのは興味深い。

(4) 保険の普及状況

一国の損害保険の普及率を量る指標として、国民一人当たりの保険料負担額(保険密度)とその国のGDPに占める保険料の割合(保険深度)の二つがある。これらの指標で中国の損害保険市場を見ると、図表5のとおりとなる。

図表5 2007年中国保険密度(※1)／保険深度(※2)の国際比較

		中国	アジア平均	世界平均
保険密度	総保険料	USD 69.6	USD 210.7	USD 607.7
	損害保険料	USD 25.5	USD 54.1	USD 249.6
保険深度	総保険料	2.9%	6.2%	7.5%
	損害保険料	1.1%	1.6%	3.1%

(※1)保険密度:国民一人当たりの保険料負担額

(※2)保険深度:GDPに占める保険料の割合

(出所) スイス再保険社 "sigma2008" より作成

中国の保険密度(25.5ドル、世界ランク76位)は、全世界平均の1割程度、保険深度(1.1%、世界ランク69位)は3分の1程度にとどまっている。保険密度については、中国の人口の多さが数値を低くする原因であるものの、保険深度も未だに低水準であり、急速に伸張している損害保険市場ではあるものの、まだ普及率は低く開発余地の大きい市場であると言える。(図表6、7参照)

図表6 2007年保険密度ランキング

(単位:ドル)

順位	総保険料(損保+生保)		順位	損害保険料	
1	アイルランド	7,171.4	1	オランダ	4,070.5
2	英国	7,113.7	2	スイス	2,581.7
3	オランダ	6,262.9	3	米国	2,164.4
4	スイス	5,740.7	4	ル森ブルク	2,009.0
5	デンマーク	5,103.1	5	デンマーク	1,722.1
6	フランス	4,147.6	6	カナダ	1,667.0
7	ベルギー	4,131.5	7	アイスランド	1,637.3
8	米国	4,086.5	8	アイルランド	1,456.4
9	フィンランド	3,905.8	9	オーストリア	1,430.9
10	ノルウェー	3,705.1	10	ドイツ	1,427.9
69	中国	69.6	76	中国	25.5

(出所) スイス再保険社 "sigma2008" より作成

図表7 2007年保険深度ランキング

(単位：%)

順位	総保険料(損保+生保)		順位	損害保険料	
1	台湾	15.7	1	オランダ	8.7
2	英国	15.7	2	米国	4.7
3	南アフリカ	15.3	3	スイス	4.6
4	オランダ	13.4	4	ニュージーランド	4.3
5	韓国	11.8	5	スロベニア	3.8
6	香港	11.8	6	カナダ	3.8
7	アイルランド	11.6	7	バハマ	3.7
8	スイス	10.3	8	ドイツ	3.6
9	フランス	10.3	9	韓国	3.6
10	日本	9.6	10	オーストリア	3.2
48	中国	2.9	69	中国	1.1

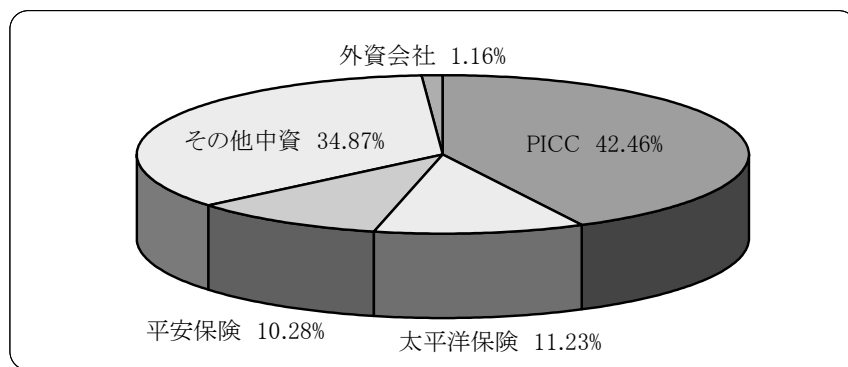
(出所) スイス再保険社 "sigma2008" より作成

(5) 保険会社の概況

中国損害保険市場の占有率を見たものが図表8である。PICC、太平洋保険、平安保険の大手3社の市場占有率は63.97%と、前年の67.22%からは若干低下したものの相変わらず寡占状態となっている。大手3社の個別の状況は図表9のとおりであり、いずれもマーケットシェアはやや落としているものの堅調に成長している。太平洋保険の自動車保険が前年比42.4%増と著しい伸びを示しているのが特徴的である。

外資保険会社(16社)は前述のとおり市場の4分の3を占める自動車保険について取り扱いの規制を受けている関係で、その市場占有率は相変わらず低迷している。マーケッ

図表8 2007年損害保険市場占有率



(出所) 中国保険年鑑2008 統計より作成

図表9 大手3社の2007年收入保険料

	収入保険料 (億元)	増収率 (%)	内自動車保険 (億元)	増収率 (%)
PICC	885.9	24.2	498.8	24.2
太平洋保険	234.3	29.3	164.7	42.4
平安保険	214.5	27.2	151.7	30.1

(出所) 中国保険年鑑2003-2008 統計より作成

トシェアは前年の1.21%から1.16%へと僅かに減少しているものの、収入保険料の規模は前年対比で50%超増加、大幅な伸びを示している。

このような中で市場占有率を大きく伸ばしているのが大手3社以外の中資損害保険会社(28社)である。この中には地域特性、専門性を発揮して業績を伸ばしている会社もあるが、現在の中国損害保険マーケットの規模を考慮すると35%のシェアを争うには28社は多すぎると見ることもできる。将来的には統廃合など再編が見込まれよう。

(6) 外資保険会社の動向

①外資保険会社の進出状況

外資保険会社の中国への進出は1992年に米国AIGが上海に支店を開設したことが先鞭となり、1994年に東京海上が続いた。その後順次開放が進んでいったが、毎年新規に営業免許が与えられたわけではなかった。また、2000年までは新規営業免許の認可は年に1社のみであったが、2001年以降1年に複数社が認められるようになり外資保険会社の数

図表10 外資損保の中国進出状況

	米国	日本	スイス	英国	韓国	ドイツ	フランス	イタリア	台湾
1992	AIG・上海支店								
1994		東京海上・上海支店							
1997			ウインタートゥール・上海支店						
1998				ロイヤルサンアライアンス・上海支店					
2000	チャブ・上海支店								
2001		三井海上・上海支店	チューリッヒ・北京支店		三星火災・上海支店				
2002		損保ジャパン・大連支店							
2003						アリアンツ・広州支店			
2004	リバティ・重慶支店						グルバマ・成都支店		
2005		損保ジャパン・現地法人化			三星火災・現地法人化				
2006					三星火災現法・北京支店				
2007	AIG・現地法人化 チャブ・現地法人化 リバティ・現地法人化	あいおい・天津支店 三井住友海上・現地法人化		ロイヤルサンアライアンス・現地法人化	現代海上・北京に現地法人			ジェネラル・北京に合弁会社	
2008	AIG現法・北京支店 リバティ現法・北京支店	三井住友海上現法・広東支店 東京海上日動火災・現地法人化 日本興亜損保・現法設立準備認可 損保ジャパン現法・上海支店 あいおい・現地法人化			三星火災現法・蘇州支店 LIG・現法設立準備認可			ジェネラル・大慶支店	国泰・上海に現地法人

は急速に増加していった。現在合計で16社の外資系損害保険会社が営業を行っているが、国別に見ると日本の4社を筆頭に米国3社、スイス、韓国2社と続いている。(図表10参照)

② 2008年の動き

2008年新たに中国における営業免許を得て開業した外資保険会社は台湾の国泰である。その他に日本興亜損保、韓国のLIGが現地法人の設立準備認可を得ており2009年度の開業に向けて準備を進めている模様である。

これとは別に、既に現地法人化している外資保険会社は現地法人傘下の支店を開設することによって営業地域の拡大を図っている。2008年には過去最大の6社(6支店)の外資保険会社が支店を開設する準備の認可を取得した。

2004年5月には「外国損保支店を独資現地法人に改組することに関する通達」が公布され、すでに中国国内に設立されている外資保険会社の支店を独資現地法人に変更することが可能となった。これを受けて過去支店形式で中国に進出した外資保険会社が2005年から2007年にかけて現地法人への改組を完了しているところが多い。2008年はそれらの現地法人の支店が数多く認可されたものと思われる。

また、2008年に支店を現地法人に改組する認可を取得した外資保険会社は2社あり、そのうちの1社が東京海上日動火災で既に上海支店を現地法人に改組した。もう1社は、あいおい損保で、2009年度に天津支店を現地法人化すべく準備を進めている。(図表11参照)

図表11 2008年外資保険会社の動向

年	月	会社名		所在地	認可内容
		現地法人	親会社		
2008	3	中意	Generali(イタリア)	大慶	支店開業認可
2008	4	三星火災海上(中国)	三星火災海上保険(韓国)	蘇州	支店設立準備認可
2008	4	三井住友海上(中国)	三井住友海上火災	広州	支店設立準備認可
2008	6	美亜財産保険	AIG(米国)	北京	支店設立準備認可
2008	6	利宝保険	リパティ(米国)	北京	支店設立準備認可
2008	6	韓国樂愛金財産保険	LIG(韓国)	南京	現地法人設立準備認可
2008	7	東京海上日動(中国)	東京海上日動火災	上海	現地法人化認可
2008	7	東京海上日動(中国)	"	上海	支店開業認可
2008	7	三星火災海上(中国)	三星火災海上保険(韓国)	蘇州	支店開業認可
2008	7	日本興亜(中国)	日本興亜損保	深セン	現地法人設立準備認可
2008	8	三星火災海上(中国)	三星火災海上保険(韓国)	青島	支店設立準備認可
2008	8	三井住友海上(中国)	三井住友海上火災	広州	支店開業認可
2008	8	国泰財産保険	国泰世紀産物保険(台湾)	上海	現地法人開業認可
2008	9	日本財産保険(中国)	損保ジャパン	広州	支店設立準備認可
2008	12	愛和誼(中国)	あいおい損保	天津	現地法人化認可